

個人年金保険料控除型・年金

『ゆとり』加入者募集のご案内

現在、老齢厚生年金の支給開始年齢は段階的に65歳に引き上げられており、60歳から65歳までの経済的備えが必要となっています。老後・将来のゆとりある生活設計のために、在職中に積立てを行い、老後・将来に年金または一時金が受け取れる自助努力型の「ゆとり」のご加入をご検討ください。

また、現在ご加入の方は、ぜひこの機会に積立額の増額をご検討ください。

※詳細については、パンフレットをご覧ください。

申込締切日：令和5年1月27日（金）

（所属所の共済組合事務担当課まで）